開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年６月 23 日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第 17 号

開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

開成町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年開成町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（葬祭補償） 第18条　非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、330,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第18条　非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の開成町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和８年４月１日以降に支給すべき事由が生じた開成町消防団員等公務災害補償条例第４条第７号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

３　令和８年４月１日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の開成町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第５条の規定による金額により支給されたもの（その

額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。